

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○青少年に有害な図書類として図書類の内容についての審査を行う団体の指定(児童家庭課)	1
○道路の供用開始(道路課)	1
公告	
○都市計画公聴会の開催(2件)(都市計画課)	1
○開発行為に関する工事の完了(〃)	2
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体設立の届出	2
○政治団体異動の届出(2件)	2
○政治団体解散の届出	4
○資金管理団体異動の届出	4
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	4
落札公告	
○落札者等の公告(警察本部会計課)	7

告示

高知県告示第676号

高知県青少年保護育成条例(昭和52年高知県条例第32号)第11条第2項第5号の規定により、青少年に有害な図書類として図書類の内容についての審査を行う団体を次のとおり指定する。

平成21年11月24日

高知県知事 尾崎 正直

団体の名称	団体の主たる事務所の所在地	青少年に有害な図書類である旨を表示するための当該団体が定める方法
一般社団法人日本映像倫理審査機構	東京都千代田区平河町一丁目7番3号	次の標章を図書類の包装の表面に印刷し、又はちょう付する。

高知県告示第677号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年11月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年11月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 庄田伊野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長(メートル)	供用開始年月日
高岡郡日高村本村字焼坂		



一般社団法人
コンピュータ
ソフトウェア
倫理機構

東京都港区浜
松町一丁目2
番14号

次の標章を図書類の包装の表面に印刷し、又はちょう付する。



特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントトレーディング機構

東京都千代田区鍛冶町二丁目3番1号

次の標章を図書類の包装の表面に印刷し、又はちょう付する。



344番3から
高岡郡日高村本村字焼坂
658番9まで

310 平成21年11月25日

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により都市計画公聴会を開催するので、高知県都市計画公聴会規則(昭和44年高知県規則第71号)第4条の規定により次のとおり公告する。

なお、この案件について公聴会に出席して意見を述べようとする者(当該公聴会に係る事案に関係する者に限る。)は、公聴会開催日の10日前までに、その要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事に提出しなければならない。

平成21年11月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
安芸都市計画道路(1・4・1号南国安芸線)
- 2 縦覧図書
安芸都市計画道路の変更(素案)概要
- 3 都市計画の案の縦覧場所
高知県土木部都市計画課、安芸市役所及び芸西村役場
- 4 縦覧期間
平成21年11月24日(火)から同年12月8日(火)まで
- 5 公聴会の日時
平成21年12月23日(水)午前10時から正午まで
- 6 公聴会の場所
安芸郡芸西村和食甲1262番地
芸西村村民会館
- 7 公述申出書提出期限
平成21年12月11日(金)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により都市計画公聴会を開催するので、高知県都市計画公聴会規則(昭和44年高知県規則第71号)第4条の規定により次のとおり公告する。

なお、この案件について公聴会に出席して意見を述べようとする者(当該公聴会に係る事案に関係する者に限る。)は、公聴会開催日の10日前までに、その要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事に提出しなければならない。

平成21年11月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類

香南都市計画道路（1・4・1号南国安芸線）				
2　縦覧図書 香南都市計画道路の変更（素案）概要				
3　都市計画の案の縦覧場所 高知県土木部都市計画課、香南市役所香我美庁舎及び芸西村役場				
4　縦覧期間 平成21年11月24日（火）から同年12月8日（火）まで				
5　公聴会の日時 平成21年12月23日（水）午後2時から午後4時まで				
6　公聴会の場所 香南市野市町西野534-1 香南市のいちふれあいセンター				
7　公述申出書提出期限 平成21年12月11日（金）				
<hr/>				
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。				
平成21年11月24日				
高知県知事 尾崎 正直				
<hr/>				
許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者との住所及び氏名		
平成21年9月29日 21高幡土開第6号	(第1工区及び第2-1工区) 四万十市不破字畠島 2111番地ほか	香川県高松市円座町1001番地 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦		
<hr/>				
選挙管理委員会告示				
<hr/>				
高知県選挙管理委員会告示第78号				
政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。				
平成21年11月24日				
高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫 その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）				
<hr/>				
名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日

八木雅昭 後援会	嶋岡 敏	牧野 秀男	高岡郡四 万十町東 川角 甲 254	平21・10・ 14
矢野富夫 後援会	二宮 近雄	中越 利茂	高岡郡檍 原町上折 渡296	平21・10・ 15
篠塚良雄 後援会	篠塚 良雄	篠塚 貴輝	安芸郡東 洋町河内 88-2	平21・10・ 22
福島登後 援会	井上 良雄	福島 佳恵	安芸郡東 洋町白浜 60-2	平21・10・ 26

高知県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成21年11月24日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫
その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	池沢の りこ後 援会	異動なし	池澤 房 子	異動なし	平21・10・ 6
			徳久 文 世		
異動前	池田洋 光後援 会	異動なし	下元 稔 通	異動なし	平21・10・ 20
			若木 良 根		

高知県選挙管理委員会告示第80号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成21年11月24日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党

名称	異動事項	異動前	異動後	届出年月日
民主党高 知県第1 区総支部	主たる事務 所の所在地	高知市旭町一丁目112	高知市本町四丁目2-39	平21・10・ 5
民主党高 知県第2 区総支部	主たる事務 所の所在地	南国市日吉町一丁目1-5	高知市本町四丁目2-39	平21・10・ 5

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

名称	異動事項	異動前	異動後	届出年月日
田村くみ こ後援会	会計責任者 氏名	上田 浩	前田 陽祐	平21・10・ 5
	主たる事務 所の所在地	高知市旭町一丁目112	高知市上町一丁目10-41	
チーム大 二郎	主たる事務 所の所在地	高知市堺町9-18	高知市稲荷町3-32	平21・10・ 5
橋本大二 郎事務所	主たる事務 所の所在地	高知市堺町9-18	高知市稲荷町3-32	平21・10・ 5

法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

名称	異動事項	異動前	異動後	届出年月日
田村くみ こ後援会	会計責任者 氏名	上田 浩	前田 陽祐	平21・10・ 5
	主たる事務 所の所在地	高知市旭町一丁目112	高知市上町一丁目10-41	
チーム大 二郎	主たる事務 所の所在地	高知市堺町9-18	高知市稲荷町3-32	平21・10・ 5

チーム大 二郎花木 の会	主たる事務 所の所在地	高知市大手筋一丁目7-33	高知市稲荷町3-32	平21・10・ 5
橋本大二 郎事務所	主たる事務 所の所在地	高知市堺町9-18	高知市稲荷町3-32	平21・10・ 5

高知県選挙管理委員会告示第81号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成21年11月24日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
川村淳三 後援会	幡多郡三原村宮ノ川1467-3	大塚 浩巳	解散	平21・10・1
伊東りさ 後援会	南国市田村乙2082-13	門田 豊	解散	平21・10・14

高知県選挙管理委員会告示第82号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体の異動の届出があった。

平成21年11月24日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

資金管理団体

区分	候補者氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	田村 久美子	異動なし	田村くみこ後援会	高知市旭町一丁目112	平21・10・5
				高知市上町一丁目10-41	
異動後	橋本 大二郎	異動なし	橋本大二郎事務所	高知市堺町9-18	平21・10・5
				高知市稻荷町3-32	

監査公表**監査公表第17号**

平成21年11月24日

高知県監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等あて報告を行ったところ、高知県知事から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

21高行管第340号

平成21年10月27日

高知県監査委員様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

平成21年9月18日付け21高監報第7号で報告のありましたうえのことについて、特別指摘及び厳重注意とされた機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 特別指摘とされた機関**1 海岸課****(1) 事実認定**

平成20年度穴内漁港海岸保全施設整備事業（高潮）の補助事業者からの平成20年12月5日付け補助金変更交付申請に対する変更交付決定通知を怠り、事業が完了した翌年度の平成21年4月3日になって平成20年12月22日に遅った変更交付決定通知書を送付していた。また、変更交付決定に当たって、会計管理局への事前合議も行っていなかった。

(2) 特別指摘事項

上のことは、高知県補助金交付規則（昭和43年高知県規則第7号）に定める補助金事務等の基本的な手続に違反した極めて不適正な事務処理である。

また、同補助事業については、平成20年度の監査においても交付決定が遅延し、交付決定日が事業完了後となっていたため特別指摘事項としていたにもかかわらず、不適正な事務処理が繰り返されたことは極めて遺憾である。

今後は、二度とこのようなことを起こすことのないよう強く求める。

(3) 原因又は理由

本件は、補助事業者から変更交付申請書が提出された後、変更交付決定の起案をし、部内決裁をうけた後、会計管理局への合議を含む事務処理を忘失していたものです。

この事務処理は、平成20年度監査で指摘され、チェックリストを作成し、総務部門と工務部門で担当者が互いに確

認しながら進行管理をしていたものの、変更交付決定通知について部内で決裁を受けた後の手続を怠っていたもので、事実が発覚した時点では早急な処理が必要であったため、会計管理局への合議の時間もなく処理したものです。

(4) 措置状況

今後は、事務処理が必要な項目について、受付、起案、決裁の日を確認する新たなチェックリストを作成し、課長補佐又はチーフ（総務担当、海岸管理担当）が確認して、その都度チェックリストに日付を記入することとし、事務処理が遅延しないように適正な補助金事務の執行管理を行います。

第2 厳重注意とされた機関**1 財政課****(1) 事実認定**

平成20年9月議会用の印刷物（議案書等）の発注において、指名競争入札を行った結果、入札不調となり随意契約をしているが、当初の予定価格542,850円を上回る659,925円で契約していた。

また、契約に際して、請書を徵していなかった。

(2) 厳重注意事項

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2では、競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないときには随意契約によることができるが、この場合、「契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。」と規定されており、これに抵触し適正を欠く事務処理である。

また、高知県契約規則の施行について（昭和55年2月19日付け副知事依命通達）では、請書を徵する範囲は、契約金額が50万円を超えるものと規定されており、これに反する不適切なものである。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

印刷製本費は、毎年度財政課において、過去の実績等を検討したうえで予算見積単価を設定し、これに基づいて予算積算を行っています。

平成20年9月議案及び議案説明書の印刷製本に係る契約については、平成20年9月8日に入札を実施したところ不調となりました。しかし、業者及び仕様書を変更して再入札を実施することは議会日程上対応困難であったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に基づき過去に実績のあった業者と随意契約を行いました。

随意契約を行うにあたり、平成20年度予算見積単価表、印刷製本内の注記「納期が短いものや同時に複数の発注を

<p>行う場合等においては、実績を参考に見積もること」を準用して予算額の変更を行ったうえで業者から見積を徴したため、当初の予定価格を上回る金額で契約を締結したものです。</p> <p>(4) 措置状況</p> <p>議案及び議案説明書の印刷製本については、その都度入札を行い契約締結していましたが、平成21年9月議会に係るものから、年間で^{一括}あたりの単価契約を締結することとしました。今後は、単価契約を行う際の予算積算において、過去の実績や納期、校正回数等を引き続き十分に検討したうえで、適正な見積を行うこととします。</p> <p>また、請書の徴収漏れにつきましては、契約事務手続きの適正化について課内で徹底するよう取り組んでいきます。</p> <p>2 管財課</p> <p>(1) 事実認定</p> <p>平成16年度から平成19年度までの行政財産の目的外使用に係る使用料で、電気料の一部を二重徴収して1,637,113円の過納金が発生し、平成20年度に還付加算金202,800円を付して支出していた。</p> <p>(2) 厳重注意事項</p> <p>上のことは、高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第9条の規定に基づき徴収すべき金額の算定を誤った不適正なものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。</p> <p>(3) 原因又は理由</p> <p>本件は、平成16年度から実費を徴収している食堂電気料の算定に際し、コンセント利用の機器類に係る電気料について、コンセント類が子メーターで個別管理している電気系統に含まれているにもかかわらず、錯誤により別途カタログ性能により負担額を算定し、重複して徴収していたものでした。</p> <p>(4) 措置状況</p> <p>事実確認後、直ちに他の目的外使用に係る案件をチェックし、他に本件のような誤りがないことを確認したところです。今後は、事務処理の適正化を図り、再発防止に努めます。</p> <p>3 障害保健福祉課</p> <p>(1) 事実認定</p> <p>平成20年度高知県発達障害者支援開発事業委託業務について、事務処理の遅延により、支出負担行為決議書の決裁が平成20年11月4日になったにもかかわらず、委託先が既に事業を開始していたため、契約日を遡って平成20年8月10日としていた。</p>	<p>(2) 厳重注意事項</p> <p>契約その他の行為をしようとするときは、地方自治法第232条の3及び高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第43条により、支出負担行為決議書による決議をしなければならないと規定されているにもかかわらず、県との契約締結以前に行った業務を委託対象とするため、契約日を遡したこととは、これに抵触する極めて不適正なものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。</p> <p>(3) 原因又は理由</p> <p>本件は、会計及び契約事務に関する認識不足により、委託先への連絡が遅延したこと及びチェック体制の不備による不適切な事務処理でした。</p> <p>(4) 措置状況</p> <p>このような事務処理に至った課題を課内で共有するとともに、会計事務の適正な執行について所属職員に対して勉強会を行い、周知を図りました。</p> <p>今後は、委託先等関係機関との連絡を徹底するとともに、事務の執行状況の把握やチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>4 児童家庭課</p> <p>(1) 事実認定</p> <p>平成21年度産休等代替職員雇用事業費補助金において、事務処理の遅延により補助金交付に係る支出負担行為決議書の決裁が平成21年5月12日になったにもかかわらず、補助金交付申請書を受け付けた同年4月9日に遡って交付決定通知を行っていた。</p> <p>(2) 厳重注意事項</p> <p>上のことは、高知県補助金交付規則に定める補助金事務の基本的な手続きに反する不適正なものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。</p> <p>(3) 原因又は理由</p> <p>本件は、交付申請書の添付書類の不備の修正に時間を要し、事務処理が遅延したこと。また、補助金事務に関する認識不足により、補助先への説明も不十分であったことから生じたものです。</p> <p>(4) 措置状況</p> <p>このような事務処理に至った課題を課内で共有するとともに、所属職員に対し補助金交付規則の遵守を周知徹底しました。</p> <p>今後は、補助先との連絡を徹底し、事務処理が遅延しないよう適正な事務処理を行います。</p> <p>5 私学・大学支援課</p>	<p>(1) 事実認定</p> <p>平成21年4月1日に公立大学法人として認可された高知工科大学に対する運営費交付金の支出について、交付金支出の根拠となる運営費交付要綱が制定されていないにもかかわらず、平成21年3月25日に大学から提出された運営費交付金申請書を受付し、同日交付金の支出を伺っていた。</p> <p>なお、運営費交付要綱制定の伺いは、平成21年3月30日に起案していた。</p> <p>(2) 厳重注意事項</p> <p>上のことは、高知県会計規則第43条第5項に反し、交付金支出の根拠がないまま、高知工科大学からの交付金申請書により支出が伺われており不適正な事務処理である。</p> <p>今後は、こうしたことがないよう適正な事務処理を強く求める。</p> <p>(3) 原因又は理由</p> <p>本件は、本県が初めて設立する地方独立行政法人に対する運営費交付金に関する事務であることから、運営費交付要綱の制定に関する検討・協議に時間を要し、その起案が遅れ、同要綱が未制定であるにもかかわらず、高知工科大学が提出した交付金申請書を受け付け、支出負担行為決議書の伺を行ったものです。</p> <p>(4) 措置状況</p> <p>以後は「会計事務ハンドブック」と照らし合わせて会計事務を行い、高知県会計規則に沿った適切な事務処理に努めます。</p> <p>6 地産地消・外商課</p> <p>(1) 事実認定</p> <p>平成19年度県産品ブランド化企画推進事業において、平成19年4月17日及び18日に開催した審査会の審査員謝礼金を翌年度の平成20年7月23日に支払っていた。</p> <p>(2) 厳重注意事項</p> <p>上のことは、地方自治法第208条及び地方自治法施行令第143条に反するものであり、会計事務の信頼性を著しく損なう不適正なものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。</p> <p>(3) 原因又は理由</p> <p>本件は、審査員を依頼した相手方の報償費について、審査員本人から、個人の口座ではなく所属する企業の口座に支払うよう申し出があったため、後日、企業の口座等の情報について連絡をいただいた後、別途支払うようにしていました。</p> <p>ところが、その後、担当者が報償費の支払を失念し、放置していたために、このような事態が生じたものです。</p> <p>(4) 措置状況</p>
--	--	---

本件では、平成20年度の決算終了後の自己点検中に未払が判明し支払を行いましたが、本事案の反省を踏まえて、今回の未払が判明した平成20年7月時点から、このような後日別途支払処理を行う案件については、一覧表を作成し担当者及び担当チーフ等が逐一チェックすることで、支払漏れの発生を防ぐ対策を講じました。

併せて、会計事務の基本を改めて徹底するとともに、年度末には支払書類を再度チェックすることとし、適正な事務処理を確保します。

7 農業基盤課

(1) 事実認定

平成20年度扱い手育成高生産性農業集積促進事業費交付金2件は、それぞれ平成21年2月及び3月に全額概算払を行っているものの、事業終了後に実績報告書を徴していないうえ、事業の検査及び概算払の精算を行っていないかった。

(2) 厳重注意事項

上のことは、高知県扱い手育成高生産性農業集積促進事業費交付金交付要綱第6条で実績報告書の提出を義務付けながら、その提出を求めず、実績報告書に基づいて行うべき事業の検査及び高知県会計規則第61条による概算払の精算を怠ったものである。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

本件交付金は、ほ場整備事業の負担金を償還する土地改良区に対して交付するものですが、全額概算払の後、チェックがされないまま必要な事務処理が行われなかったものです。

(4) 措置状況

今後は、会計事務の手引きに沿ったチェックリストを作成して確認を行うこととし、高知県補助金交付規則等に基づく事務処理の徹底を図るとともに、事業の進捗状況に応じて、遅れや抜かりのないよう一層の注意を払い、適正な事務処理に努めます。

8 環境対策課

(1) 事実認定

環境研究センターの敷地には、昭和60年ごろから電力会社の電柱1本があったにもかかわらず、長年にわたって放置し行政財産の目的外使用の許可に関する事務処理がなされていなかった。平成21年3月にそれらの事務の処理を始めたため、過去の使用料相当額について消滅時効分を除く10年間分15,061円しか徴収できていなかった。

また、過去の使用料相当額に対する不当利得返還請求権に基づく収入金の歳入科目を（款）使用料及び手数料

（項）使用料として収入調定していた。

(2) 厳重注意事項

上のことは、高知県財産規則（昭和34年高知県規則第19号）第29条及び高知県財産条例第9条の規定に抵触しており、適正を欠くものである。

また、不当利得返還請求権に基づく収入金は、私法上の債権であるため、その歳入科目は（款）諸収入（項）雑入とすべきである。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

本件敷地は、昭和60年3月に当時の土木部港湾課から公害防止センター建設予定地として所管替えを受け、昭和64年1月に普通財産から行政財産に変更し、使用している土地です。当該電柱の支線は、昭和60年6月から開始した公害防止センター等の建築工事時に設置されたものと思われますが、当時の経過を示す書類がないことから、どういった経緯で電柱が設置されたか不明であり、昨年度の環境研究センターの監査で指摘を受け、初めて当該電柱の支線について認識したものです。

また、収入金の歳入科目については、雑入で調整すべきところを財政課と協議のうえ、使用料として徴収すべきものであるとの判断から使用料で調定しました。

(4) 措置状況

今後は、指摘を受ける事態が生ずることがないよう、財産条例及び財産規則に沿った適正な事務処理を徹底するとともに、実際に敷地を管理する環境研究センターと連絡を密にすることによって、許可もしくは貸付を受けずに県有財産を占有している物件が発生しないよう適切な財産管理に努めます。

また、今後は、関係法令等の理解を深め、適正な事務処理を行います。

9 漁業振興課

(1) 事実認定

平成20年度高知県近海かつお・まぐろ漁船等燃費向上緊急対策事業費補助金において、修正を要した補助金交付申請書が約3か月後の平成21年3月になって再提出された。

既に、補助対象の事業は大半が実施済であったため、事業着手日である平成20年12月25日に遡及して支出負担行為決議書を作成し、交付決定を行っていた。

(2) 厳重注意事項

上のことは、高知県補助金交付規則に定める補助金事務の基本的な手続きに反する不適正なものである。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

本件は、事業実施主体の補助金事務の適正な執行に対する認識が不足していたことと、事業実施主体への指導が十分でなかったことが原因で起こりました。

(4) 措置状況

このたびの指導を受け、「高知県補助金交付規則」を再確認し、補助金事務に関する適正な執行を強く認識しました。

今後の補助金事務の執行にあたりましては、適正な事務処理に努めるとともに、事業実施主体等に対する指導を徹底します。

10 道路課

(1) 事実認定

平成19年度高知県土地取得事業特別会計の平成20年度確定申告に伴う消費税401,000円について、申告書の提出期限が平成20年9月30日であるにもかかわらず、平成20年10月24日に申告及び納付を行ったため、無申告加算税20,000円と延滞税1,200円の計21,200円を平成20年12月26日に支払っていた。

(2) 厳重注意事項

上のことは、消費税法（昭和63年法律第108号）第45条第1項及び同法第60条第8項並びに消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第76条第2項第2号により、地方公共団体が行うべき消費税の確定申告の期限は課税期間の末日の翌日から6か月以内であるが、その期限までに申告及び納付をしていなかったため、無申告加算税と延滞税が発生した不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

本件は、納付期限が平成20年9月30日であったにもかかわらず、誤って平成20年10月31日と認識していたため、平成20年10月24日に、確定申告を行ったところ、申告及び納付期限を過ぎていることが判明し、当日緊急払いにより納付ましたが、無申告加算税及び延滞税が発生したものです。

(4) 措置状況

うえのことを踏まえ、納付期限の重要性を再度認識し、職員の異動時には納付・支払時期等の引継を確実に行います。さらに早期納付が可能なものについては早めに対応するなど、遅延防止に取り組みます。

今回の指摘を厳粛に受け止め、以後このようなことがないよう適正な事務処理に努めます。

落札公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成21年11月24日

高知県警察本部長 北村 博文

- 1 隨意契約に係る購入物品の名称及び数量
重要事件捜査支援システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4-30
- 3 隨意契約の相手方を決定した日
平成21年10月26日
- 4 隨意契約の相手方の氏名及び住所
日新電機株式会社四国支店 香川県高松市番町一丁目6番1号
- 5 隨意契約に係る契約金額
198,975,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 隨意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に該当するため